

関税評価研修会

～評価制度の概要、評価申告・事前教示制度～



令和 2 年 2 月 1 2 日

東京税関業務部総括関税評価官

大阪税関業務部首席関税評価官

目次

- I 関税評価制度の概要及び成立ち

- II 原則的な課税価格の決定方法

- III 評価申告手続き及び事前教示制度

I 関税評価制度の概要 及び成立ち

関税評価とは

$$\begin{array}{l} \text{課税標準} \\ \text{(課税価格)} \end{array} \times \text{関税率} = \text{関税額}$$

品目(HS)コード、原産地規則などで決まる

法令の規定に基づいて計算・決定する

課税価格の決定方法

- (1) 原則的な課税価格の決定方法
- (2) 原則的な課税価格の決定方法によることができない貨物
 - イ 輸入取引によらない輸入貨物
 - ロ 特別な事情がある場合
 - ハ 課税価格への疑義が解明されない貨物
 - ニ 売手と買手とが特殊関係にあり、当該特殊関係が取引価格に影響を与えている場合

課税価格の決定方法

原則的な方法以外の課税価格の決定方法

- 適用順序 ↓
- イ 同種又は類似の貨物の取引価格による方法
 - ロ 国内販売価格から逆算する方法
 - ハ 輸入貨物の製造原価に基づき積算する方法
 - ニ 特殊な輸入貨物に係る方法等

※ 輸入者が希望する場合は、ロとハの順序を入れ替えることもできます。

関税評価制度の関係法令等

- ◆ 関税定率法【第4条～第4条の9】
- ◆ 関税定率法施行令【第1条の4～第1条の13】
- ◆ 関税定率法施行規則【第1条】（公示レート）
- ◇ 関税定率法基本通達【第2節「課税価格の決定」】

我が国は「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（通称：WTO関税評価協定）」の規定に従って、関税定率法等にその評価制度を定めています。



WTO関税評価協定の成立ち

- **正式名称**

1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定

- **位置づけ**

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1A中の一協定

- **拘束力**

WTO設立協定の不可分の一部を成すものとして、すべてのWTO加盟国を拘束（WTO設立協定第2条2）

WTO加盟国の共通ルール

WTO関税評価協定の構成

- 序 説**
- 評価方法等の紹介
 - 協定の目的

第 1 部 : 関税評価に関する規則 (第 1 条～第 1 7 条)

- **課税価格の決定方法 (第1条～第8条)**
- 定義 (第15条)

第 2 部 : 運用、協議及び紛争解決 (第 1 8 条、第 1 9 条)

- WTO関税評価委員会 (第18条1)
- **WCO関税評価技術委員会 (第18条2) ※**

第 3 部 : 特別かつ異なる待遇 (第 2 0 条)

第 4 部 : 最終規定 (第 2 1 条～第 2 4 条)

WTO関税評価協定付属書の取扱い

附属書 I (協定の解釈についての注釈)

附属書 II (関税評価技術委員会の設置等)

附属書 III (開発途上国に対する特別待遇)

(参考：関税評価協定第 14 条)

- 附属書 I、II 及び III は協定の不可分の一部
- 協定の各条の規定は、当該各条についての注釈に照らして解釈され、適用される。

WTO関税評価協定の趣旨等

【趣旨・理念】

- 貨物についての公正、画一的かつ公平な関税評価のための制度であって、恣意的な又は架空の課税価額が用いられないようにする制度
- 貨物の関税評価の基礎として、可能な限り、貨物の取引価額が用いられる
- 課税価格が商慣行に適合する簡明かつ衡平な基準を基礎として決定されるべきであること



WTO関税評価協定の趣旨・理念は我が国の関税評価制度の前提ともなっています。

※ W C O 関税評価技術委員会

(Technical Committee on Customs Valuation : T C C V)

W T O 関税評価協定 1 8 条 2 項により W C O に設置

- W T O 評価協定に関する 技術的事項 について検討
(W T O 評価協定付属書 II 第2項に規定)

- 特定の技術的事項の検討及び問題の適切な解決についての勧告的意見を述べること
- 輸入貨物の関税評価に関する問題について情報及び助言を提供すること (勧告的意見、解説又は説明ノート等)

T C C V採択文書とは？

- W T O 関税評価協定の解釈及び適用の統一を達成するための指針である
 - 加盟国の国内法に盛り込まれない限り、加盟国において法的効力を有しない
 - T C C Vで採択後、W C O 総会及びW T O 関税評価委員会（C C V）へ報告され、承認される
 - 採択文書として公表される（勧告的意見、解説、説明ノート、事例研究、研究の5種類）
 - 採択文書をまとめたものはコンペンディアムと呼ばれている
- ⇒W C O H P から（関税協会経由可）購入可能。

(ご参考) WCOとは？

税関HPより

WCO (World Customs Organization: 世界税関機構)

(2019年5月現在)

世界183か国・地域からなる税関関連の唯一の国際機関。1952年に設立(日本は1964年に加入)。各国の関税制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。事務局本部はベルギーのブリュッセル。

主な機構

総会

- ・最高意思決定機関
- ・締約国の税関当局の最高責任者で構成

政策委員会

- ・主要政策課題を検討
- ・我が国を含む30か国で構成

各技術委員会等

財政委員会

- ・財政事項の検討
- ・我が国を含む19か国で構成

事務局組織



事務総局長

御厨 邦雄(日本)
2009年1月～2023年12月
(3期合計)

事務総局次長

R. Treviño(メキシコ)
2018年1月～2022年12月



関税・貿易局長

P. Liu(中国)
2016年1月～2020年12月

キャパシテビルディング局長

(空席)

監視・手続局長

A. Hinojosa(米国)
2016年1月～2020年12月

Ⅱ 原則的な課税価格の決定方法

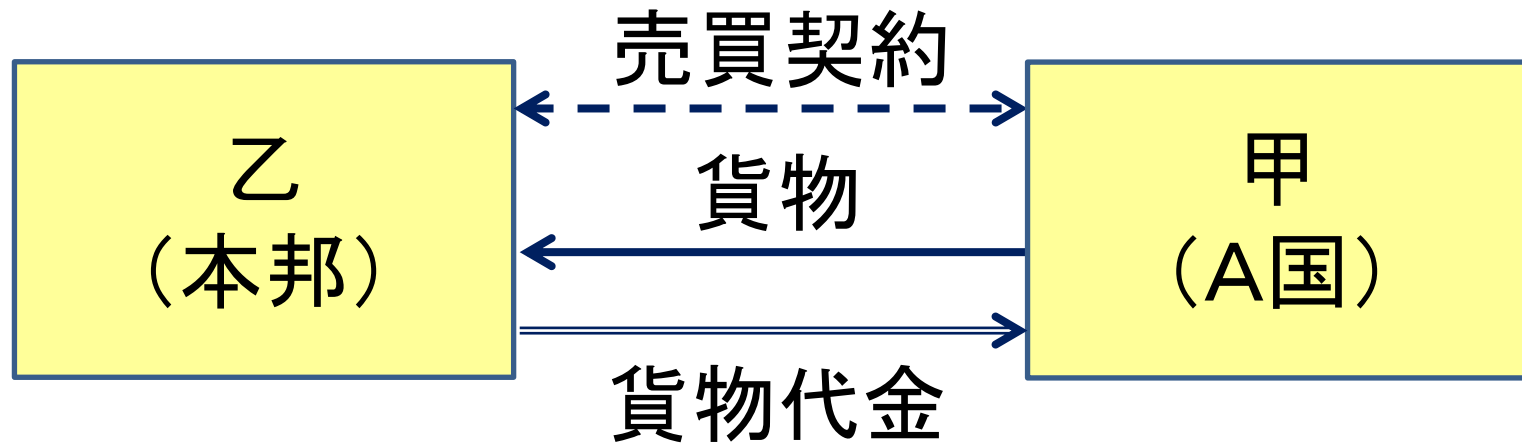
輸入貨物の課税価格

輸入貨物に係る輸入取引がされた場合

$$\begin{array}{c} \text{課税価格} \\ \text{(取引価格)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{現実支払} \\ \text{価格} \end{array} + \begin{array}{c} \text{運賃等} \\ \text{(加算要素)} \end{array}$$

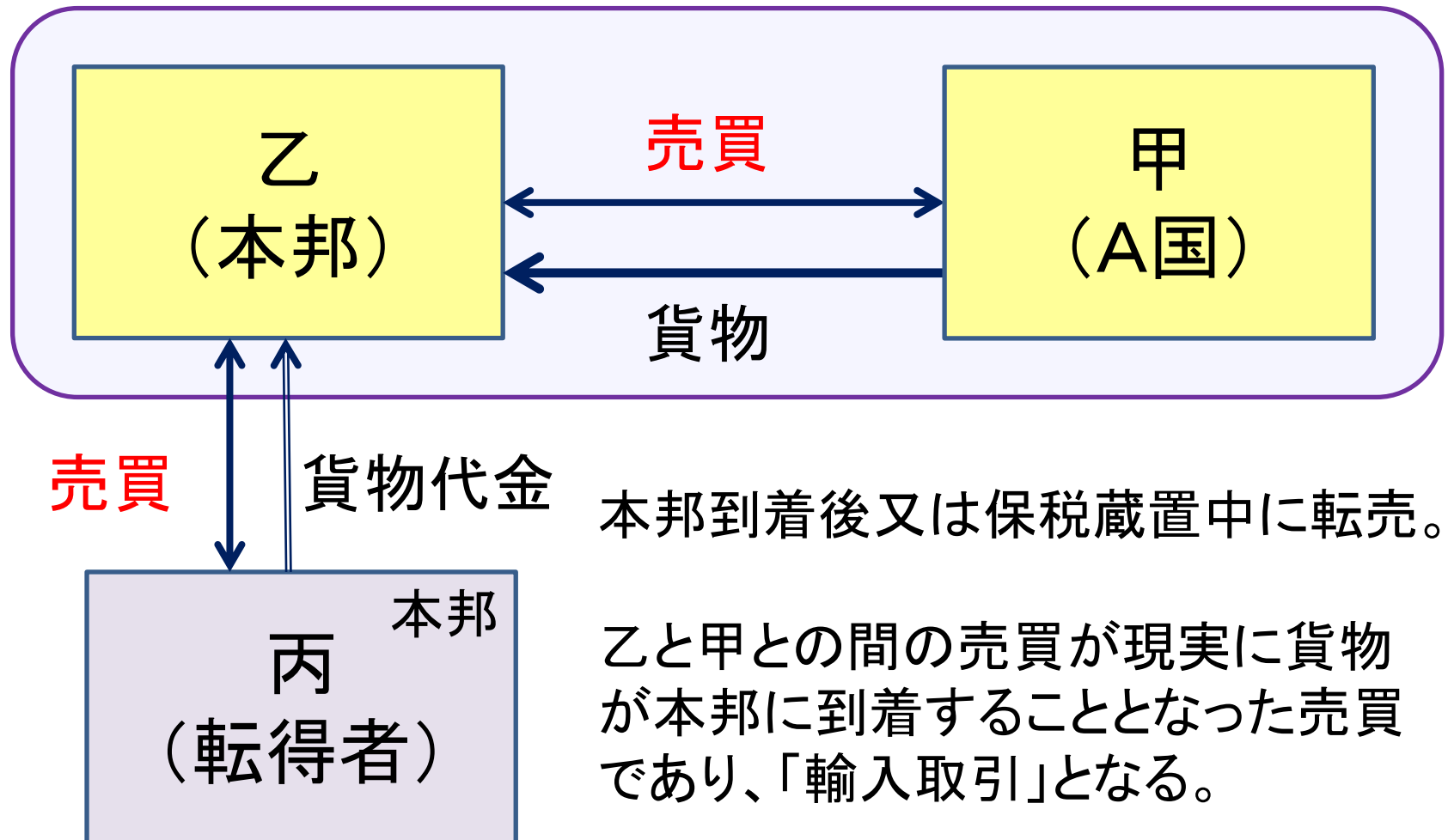
※買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者である輸入取引を除く。

輸入貨物の課税価格



「輸入取引」とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った**売買**であって、現実には当該貨物が本邦に到着することとなったものをいいます。

輸入貨物の課税価格

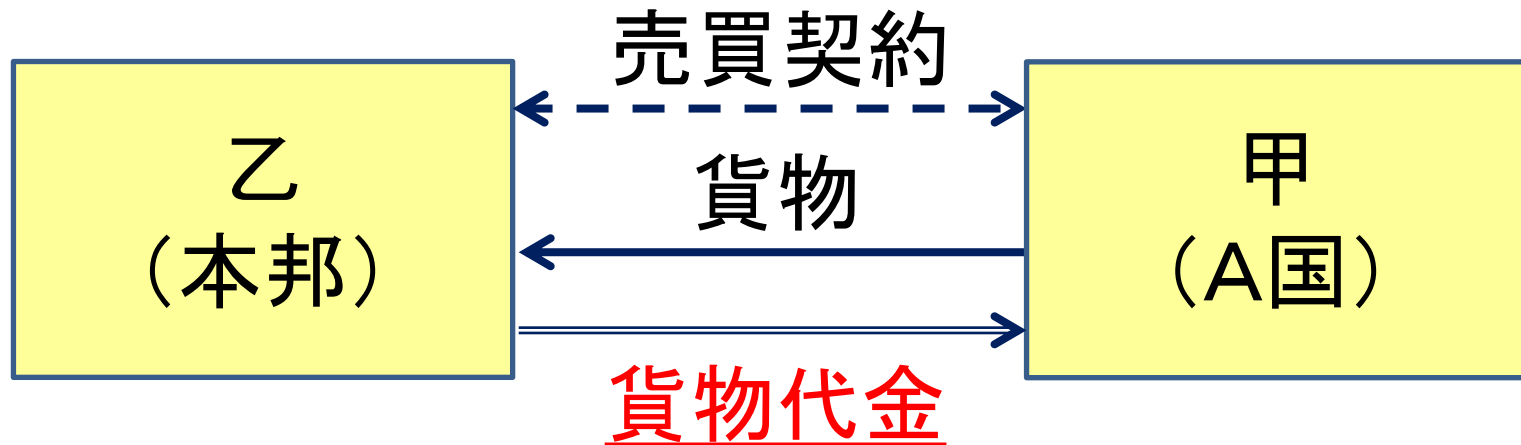


輸入貨物の課税価格

買手と売手とは？

- 実質的に自己の計算と危険負担のもとに輸入取引をする者
 - 自ら輸入取引における輸入貨物の品質・数量・価格等を取り決める者
 - 瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者
- 売手・買手 ≠ 輸出者・輸入者の例
 1. 輸入者 → 商社、買手 → 国内エンドユーザー
 2. 輸出者 → 輸出免許を持つ者、売手 → 製造者（生産者）

現実支払価格



通常は、現実支払価格 = 仕入書価格

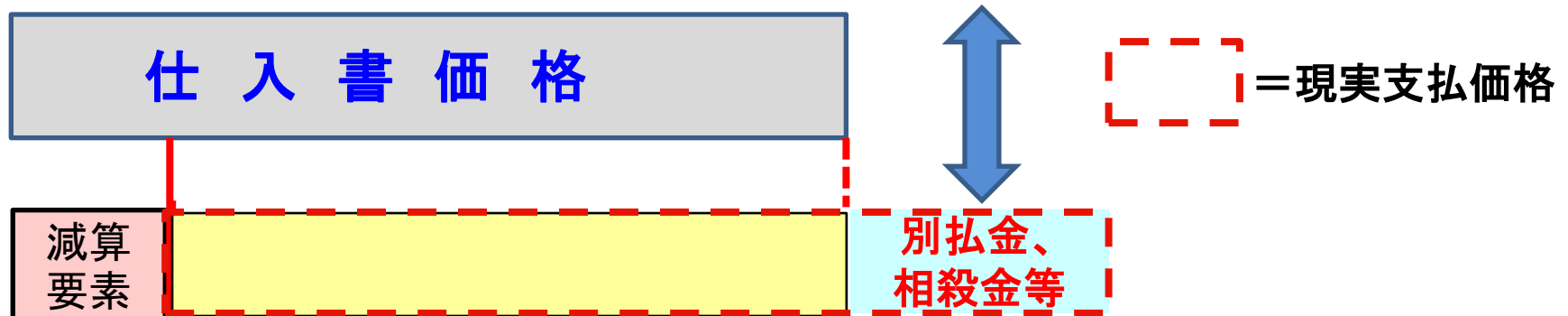
現実支払価格

仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素

イ 別払金

ロ 債務の弁済

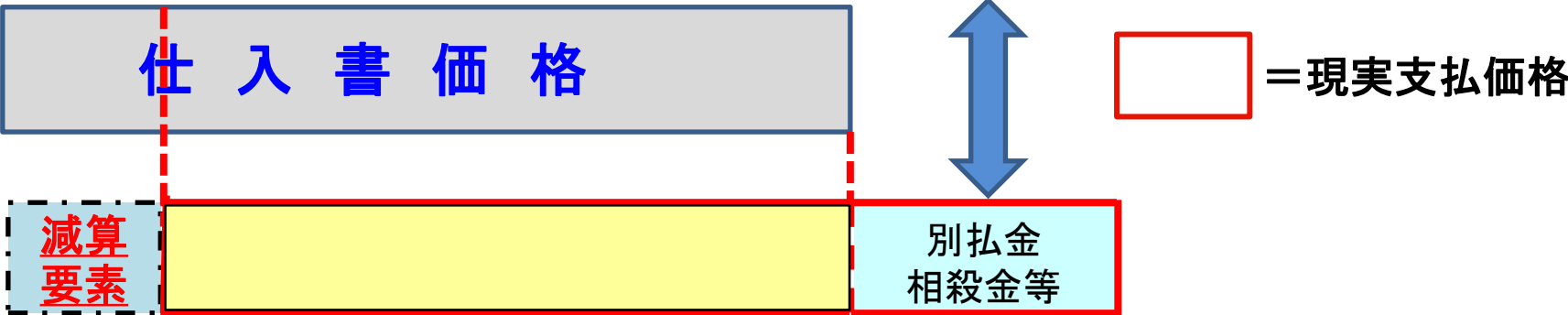
ハ 債務の相殺



現実支払価格

控除すべき費用等(減算要素)

- イ 課税物件確定後の据付け等に要する役務の費用
- ロ 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料等
- ハ 本邦で課される関税その他の公課
- ニ 輸入取引に係る延払金利



現実支払価格

INVOICE	
UNIT PRICE	DDP KYOTO \$50
QUANTITY	10pcs
TRANSPORT TO KYOTO	\$50
AMOUNT	\$550

※関税FREE

据付・組立費用、
日本国内の運賃、
関税・調整金、
延払金利であり、
その額が明らかなら
ば控除可能

課税価格=\$500

加算要素

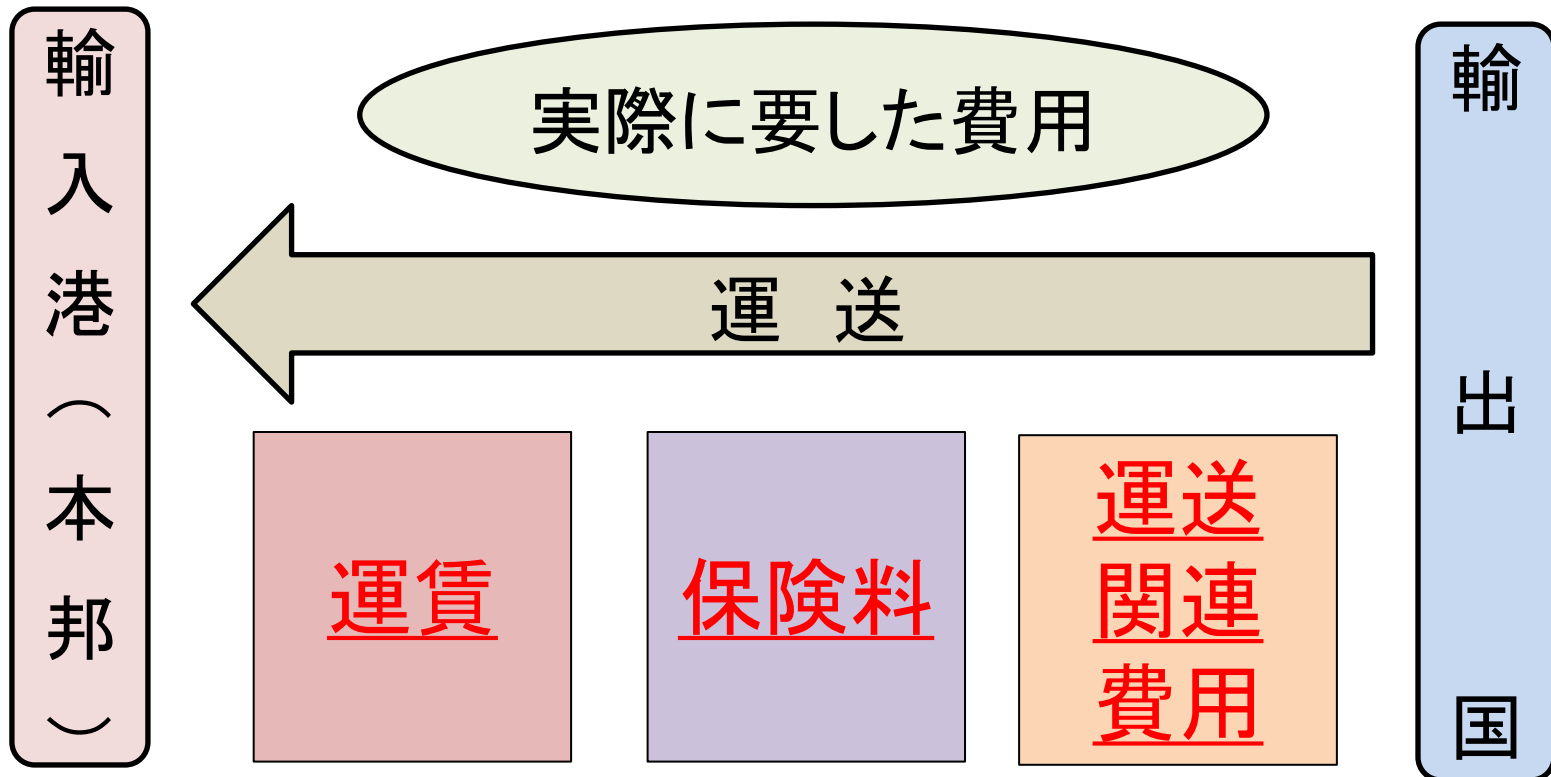
関税定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないもの

- ①輸入港までの運賃、保険料その他の運送関連費用
- ②輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料（買付手数料は除く）、容器・包装の費用
- ③買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務の費用
- ④輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価で、輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの
- ⑤買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

加算要素

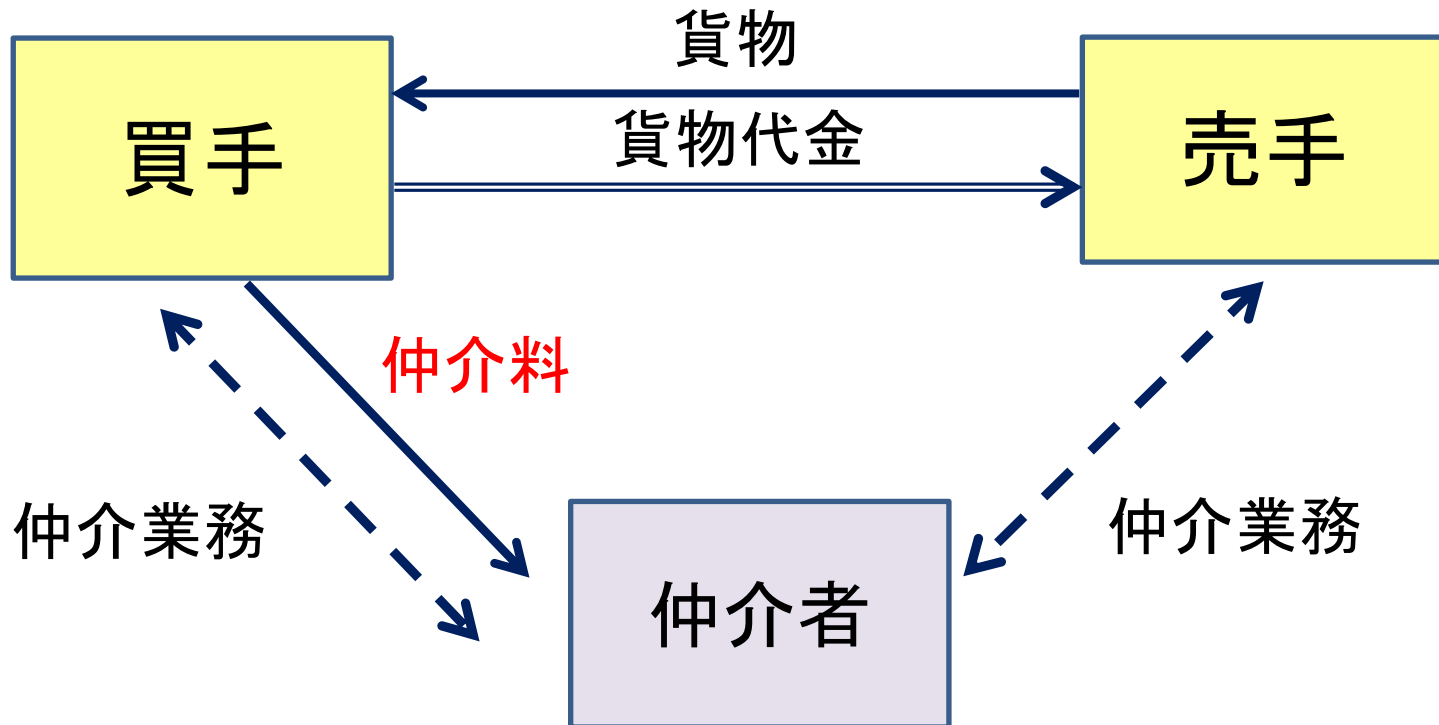
輸入港までの運賃等

(関税定率法第4条第1項第1号)



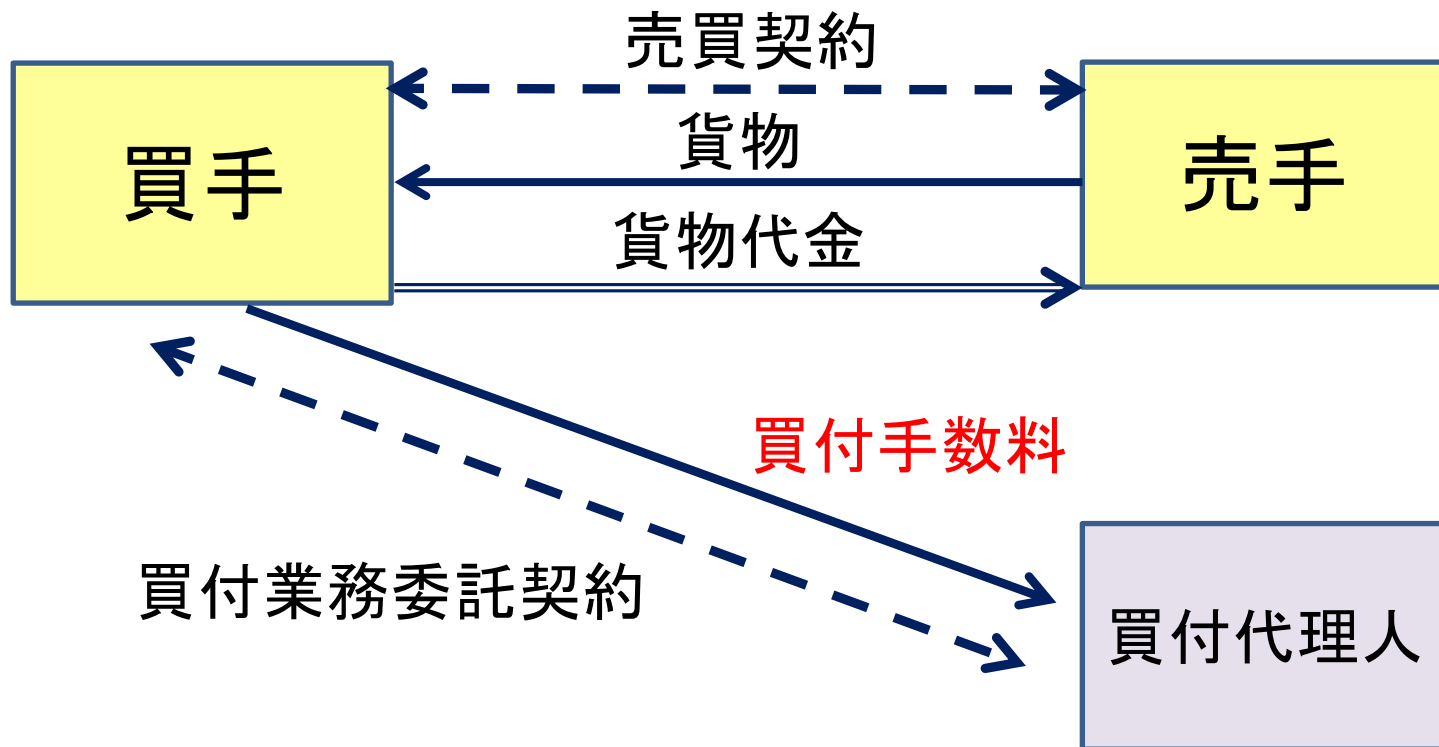
加算要素

仲介料その他の手数料
(関税定率法第4条第1項第2号イ)



加算要素

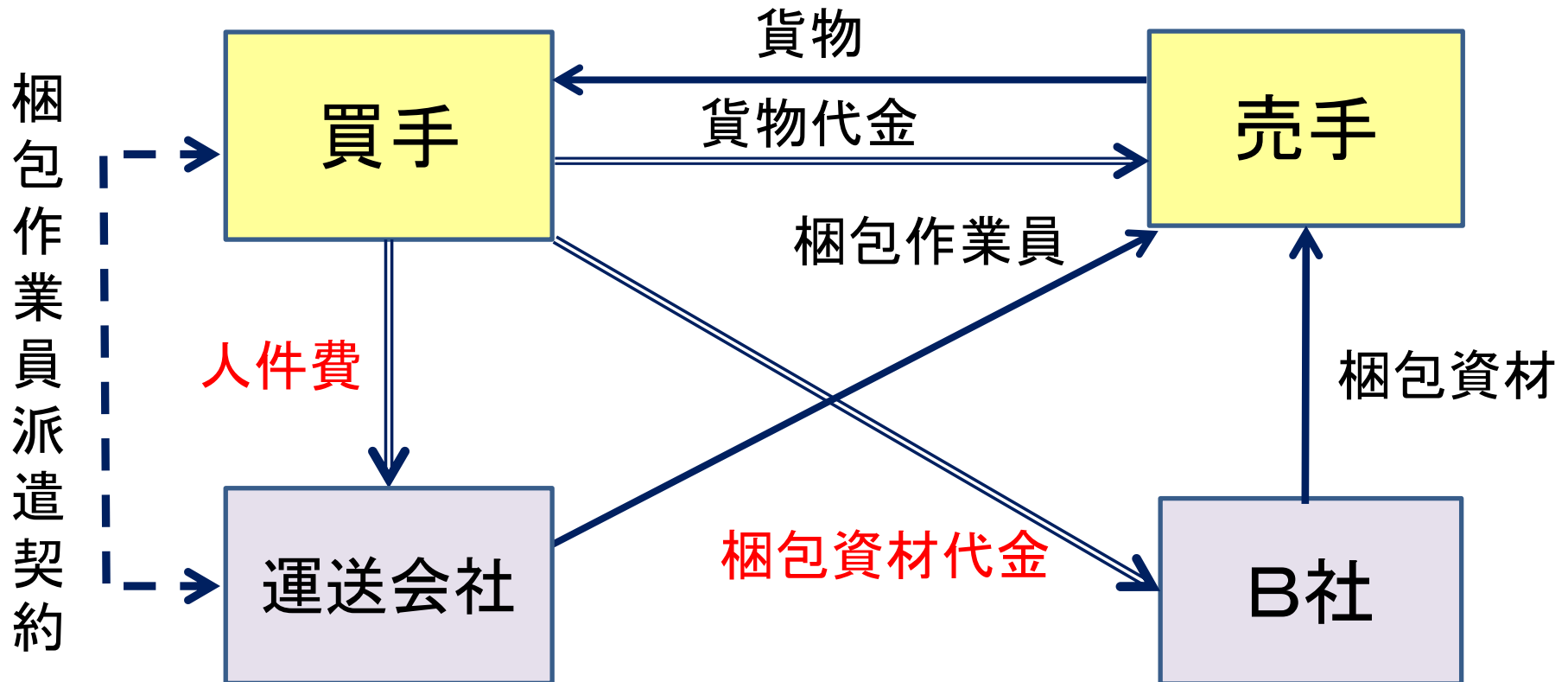
仲介料その他の手数料
(関税定率法第4条第1項第2号イ)



加算要素

容器・包装の費用

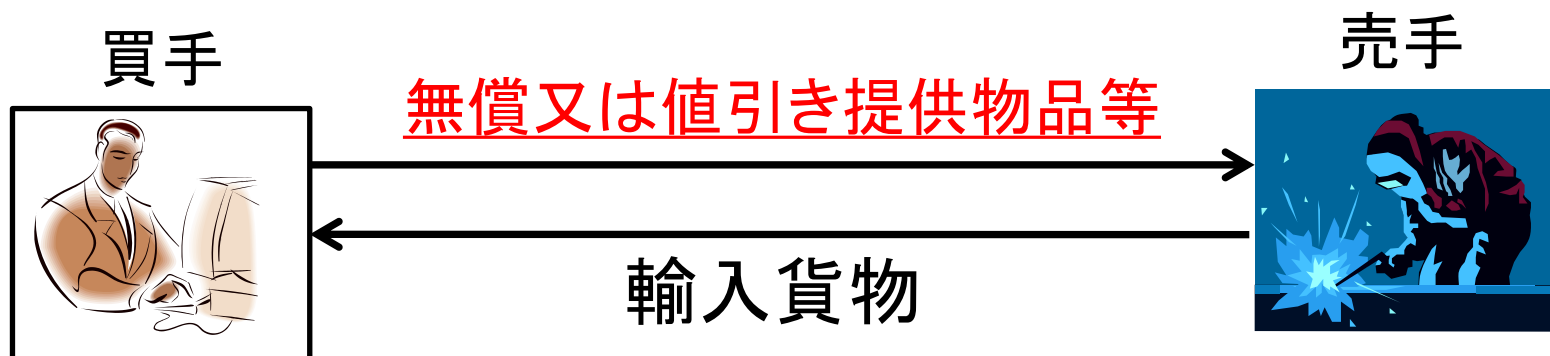
(関税込率法第4条第1項第2号ロ、ハ)



加算要素

無償又は値引き提供された物品等に要する費用
(関税定率法第4条第1項第3号)

- イ. 材料、部分品等
- ロ. 工具、鑄型等
- ハ. 消費物品
- ニ. 技術等の役務（本邦以外で開発）



加算要素

特許権等の使用に伴う対価
(関税定率法第4条第1項第4号)

ロイヤルティ又はライセンス料で次の要件を満たすもの

①「輸入貨物」に係るもの

②「輸入貨物に係る取引の状況
その他の事情からみて当該輸入
貨物の輸入取引をするために」

③買手により直接又は間接に支払
われるもの

対象権利

- ・特許権
- ・意匠権
- ・商標権
- ・実用新案権
- ・著作権 等

Ⅲ 評価申告手続き及び 事前教示制度

評価申告とは

輸入(納税)
申告書

+

評価
(包括又は個別)
申告書

関税の納税申告の一環

※常に必要なものではありません。

スライドNO. 20参照

評価申告とは

修正申告のために行うものではない

課税価格に加算すべき要素がある場合や特殊な事情の有無を以下の事項を記載して提出するもの

- 課税価格の計算の基礎等（加算額等）

※ 仕入書、運賃明細書、保険料明細書等により明らかである場合を除く。

- 輸入取引に関する特殊な事情の有無と内容
- 売手と買手の間の特殊関係の有無と内容



原則として「評価申告書」の提出が必要

評価申告書の様式と使用区分

イ 評価申告書Ⅰ

⇒ 定率法第4条第1項の規定による場合

ロ 評価申告書Ⅱ

⇒ 定率法第4条の2以下の規定による場合

ハ 評価申告書Ⅰ及び評価申告書Ⅱ

⇒ 上記イの場合で定率法第4条の5又は第4条の6を適用する場合

関税法基本通達7-9(1)(評価申告書の提出の方法等)ご参照

評価申告書の添付書類

- 課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類
- 当該基礎に係る事実関係を証明できる書類
(例)：輸入取引に係る事実関係、費用の支払等を証明できる契約書、請求書、価格表等

評価申告書提出の要否

評価申告書Ⅰの提出を要しない場合(加算は必要)

- ・輸入貨物の関税が**無税**(免税も)又は**従量税**
- ・課税価格の総額が**100万円**以下

ただし、次のいずれかに該当する場合は提出必要

- ①同一人との間の継続した輸入取引
- ②一契約の価格が100万円超の貨物を分割したもの
- ③その他税関長が必要と認めるもの

(関税法基本通達 7-9(3))

注:輸入者が提出を希望する場合は提出可能です。

評価申告書の提出方法等

- イ 個別評価申告 ⇒ 個々の輸入申告時に通関部門に提出するもの
- ロ 包括評価申告 ⇒ 輸入申告の提出前に評価部門に提出するもの
(輸入取引の関係者と申告内容が同じ場合)

評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
個別申告書	輸入(納税)申告書等の提出と同時	納税申告官署	1部
包括申告書	輸入(納税)申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入申告予定官署	2部 (原本及び申告者交付用)

関税法基本通達 7-9(2)

(参考) 評価申告書の記載要領

個別申告書の記載要領(加算要素等がある場合)

(関税定率法第4条関係) 税関様式C第5300号

輸入貨物の評価 **(個別・包括)** 申告書 I 新規申告 変更届

あて先 東京税関長 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号 1234512345123451234567
申告貨物の品名・税番・適用税率 PLASTIC TOYS 9503	輸入者住所氏名印 東京都港区港南 10-10-10 A 商事 (印) (署名) 代表取締役社長 山田 太郎 担当部課 TEL (1234) 5678		包括申告の主要関係税関名	
生産者名	代理人住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL ()		個別の際は 記入なし	
事前登録番号				

上記の輸入貨物の評価は、税関法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第4号又は第4条の2第1項第10号若しくは第11号の事項のうち下記について次のように申告します。

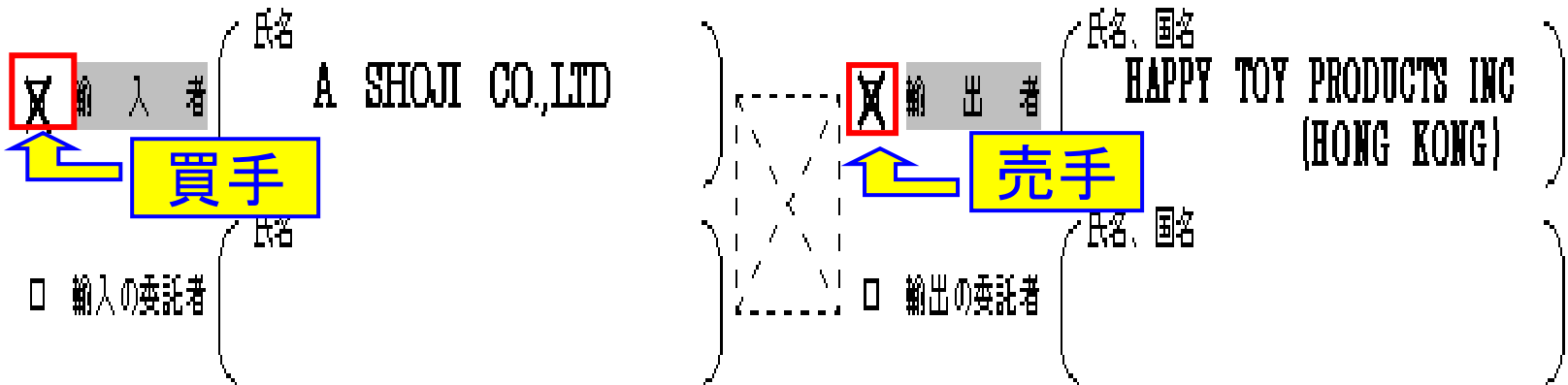
個別申告の場合は宛先を権限委任された支署長にする

輸入者もしくは代理人の印

(参考) 評価申告書の記載要領

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者（輸入取引の売手及び買手については口内に×印を付すこと。）



2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情が ある。 ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係（関税定率法第4条第2項第4号）が ある。 ない。この場合には、(3)の記載不要。
特殊関係の内容
- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて いる。 回いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（運賃明細書 保険料明細書）に記載された額に次の調整を行って計算する。

(参考) 評価申告書の記載要領

現実支払価格

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（口運賃明細書）を基に、調整を行って計算する。

調整項目	イ 調整率又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 (運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの)		
① 輸入港までの運賃等		
② 仲介料その他の手数料		
③ 容器・包装の費用	③ ¥2.81/PC	包装パッケージ印刷用紙下等
④ 材料、部品等の費用		
⑤ 工具、鋳型等の費用	⑤ ¥154.21/PC	金型無償提供 A商事(株)→HAPPY TOY PRODUCTS INC 輸入予定数量 250,000個
⑥ 消費物品の費用		
⑦ 役務(技術、設計等)の費用		
⑧ ロイヤルティ・ライセンス料		
⑨ 売手に帰属する収益		

加算要素

(参考) 評価申告書の記載要領

(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の据付け、 組立て、整備又は技術指導の費用、 輸入港到着後の運送費用等、本邦 の関税等、延払金利)		
合 計	¥157.02/PC を加算する	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 24px; color: blue; margin: 0;">評価結論</p> </div>

この包括申告書は ※平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
- 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、隔字で記載して下さい。
- 3. 記入欄の広さが足りないときは、別紙の用紙に記入して添付して下さい。
- 4. この申告書の内容に変更が生じたときは、必ず別紙の届出をして下さい。
- 5. この評価申告に基づく輸入申告による課税額と、控除すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく課税額等を更正することがあります。
- 6. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名、住所氏名印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、住所氏名印及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印と代表権者の署名のいずれかを選択)。

※ 受 理	※ 審 査	※ 税 関 記 入 欄

包括の場合、最長2年間の適用期間
※個別の場合は記入しません

文書による事前教示

(1) 回答の効果

有効期限(最長3年間)内、尊重されます

(2) 手続き

「事前教示に関する照会書(関税評価照会用)」
＋必要資料(売買契約書等)



「事前教示回答書(関税評価回答用)」

(3) 公開

口頭による事前教示

(1) 回答の効果：審査の際に尊重されません

(2) 手続き：電話又は面談

インターネットによる事前教示

- (1) 回答の効果：審査の際に尊重されません
- (2) 手続き：電子メールで送信
- (3) 文書照会に準じた取扱いへ切り替え可能



平成 27 年 1 月
財務省・税関

関税評価についての インターネットによる照会を ご利用ください

事前教示照会は、原則として、文書により行いますが、口頭（電話や税関の窓口）や電子メール（平成 26 年 6 月 1 日より）でも行うことができます。

◆電子メールによる照会は、簡易に関税評価の取扱いを確認したい場合にご利用ください。

◆電子メールによる照会のうち、一定の条件を満たすものについては、照会者が希望する場合、文書による事前教示に準じた取扱いへの切替えも可能です。



いつでも、会社やご自宅から直接関税評価の担当者へ問い合わせができます。ぜひご利用ください！

- ・仮定の事実関係に基づく照会や、判断に必要な説明や資料の提出がない場合等には、回答ができないことがあります。
- ・具体的な照会方法や要件等の詳細については、下記のリンク先をご参照下さい。



参考 HP : E メールを利用した事前教示制度（関税評価）について
http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/e-jizen_hyoka.htm

【お問い合わせ先】

税 関	メールアドレス	電 話 番 号
函館税関	hkd-shinsa@customs.go.jp	0138-40-4256
東京税関	tyo-gyomu-hyoka@customs.go.jp	03-3599-6411
横浜税関	yok-hyoka@customs.go.jp	045-212-6139
名古屋税関	nagoya-gyomu-hyoka@customs.go.jp	052-654-4158
神戸税関	kobe-hyoka@customs.go.jp	078-333-3119
大阪税関	osaka-hyoka@customs.go.jp	06-6576-3358
門司税関	moji-hyoka@customs.go.jp	050-3530-8385
長崎税関	nagasaki-gyo-kanri@customs.go.jp	095-828-8667
沖縄地区税関	oki-9a-tsuso2@customs.go.jp	098-862-9281